



# イカナゴ（瀬戸内海東部系群）①

イカナゴは日本沿岸、黄海および東シナ海に分布し、本系群はこのうち瀬戸内海東部海域（備讃瀬戸、播磨灘、大阪湾および紀伊水道）に分布する群である。



図1 分布域

ふ化直後の仔魚は瀬戸内海では海面から5m深付近に最も多い。水温が上昇すると潜砂し、ほとんど活動しない夏眠と呼ばれる状態になる。夏眠場所は冬季には産卵場となる。

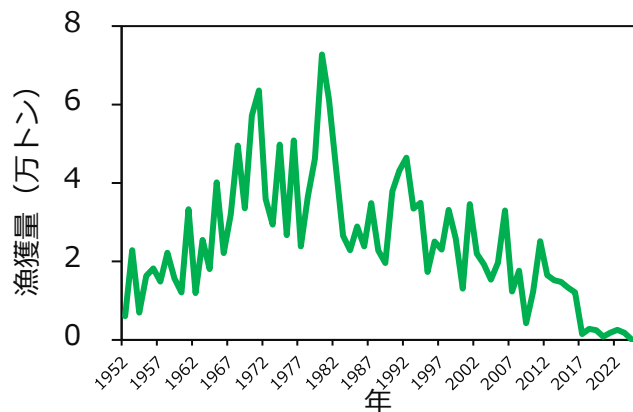


図2 漁獲量の推移

1980年に過去最高の72,765トンとなった後は減少傾向となり、2017年には1,480トンに急減した。その後は低い水準で推移しており、2024年は138トンと過去最低値を更新した。

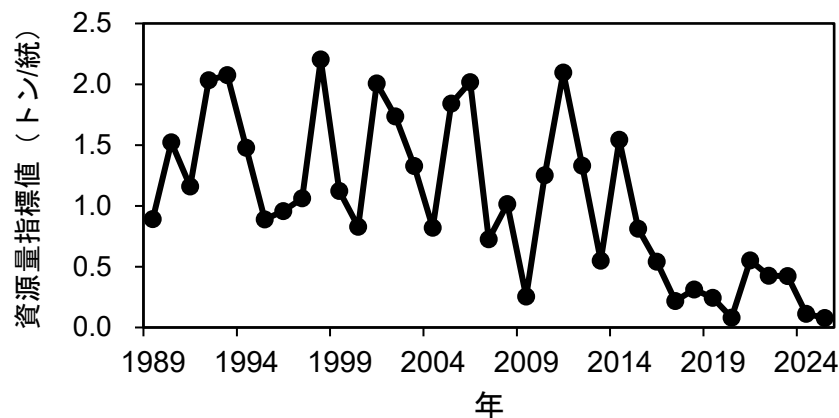


図3 資源量指標値の推移

兵庫県代表漁協の船びき網によるコナ（小型のシンコ（0歳魚））銘柄の単位努力量当たり漁獲量（CPUE、トン/統）を標準化したものを資源量指標値として用いた。近年は漁期が短縮しており、2025年までのデータが使用可能である。

1989年以降、激しい増減を繰り返したが、2011年の2.096以降は減少傾向となり、2021年に0.552に増加した以降は再び減少傾向となり、2025年は過去最低の0.078となった。

# イカナゴ（瀬戸内海東部系群）②

本系群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和7（2025）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。ただし、資源量指標値については利用可能な2025年までのデータを用いた上で、基本的漁獲管理規則（基本規則：通常は2026年の算定漁獲量の算出に2024年までの漁獲量と資源量指標値を利用）を適用した。

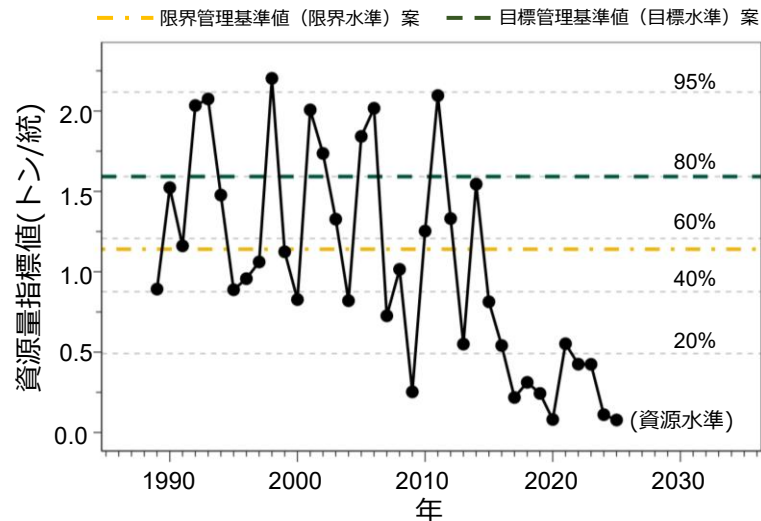


図4 資源水準および基本規則に則った管理基準値案

標準化CPUEを資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2025年の資源量指標値（0.078）は7.0%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

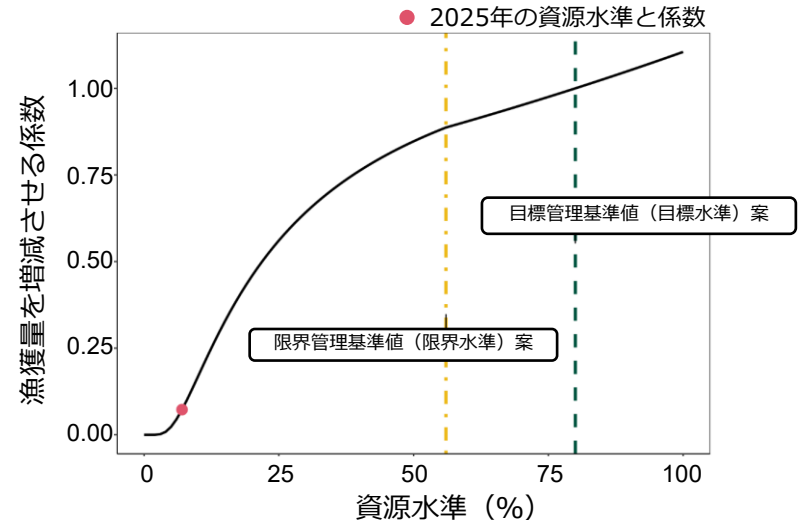
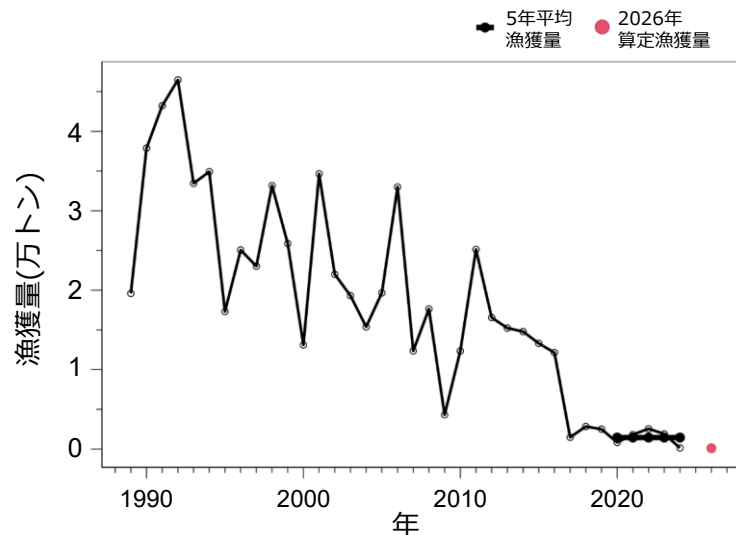


図5 漁獲管理規則（基本規則）案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数を決める漁獲管理規則（黒線）を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2025年）の資源水準（7.0%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.073である。

# イカナゴ（瀬戸内海東部系群）③



**図6 漁獲量の推移と基本規則案に則った2026年の算定漁獲量**

直近5年間（2020～2024年）の平均漁獲量（黒丸、1,448トン）に、2025年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.073）を乗じて算出される2026年の算定漁獲量は105トン（赤丸）となり、過去に提示した基本規則案の中では最も低い値となる。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値 (トン/統)
目標管理基準値 (目標水準) 案	80.0%	1.000	1.592
限界管理基準値 (限界水準) 案	56.0%	0.887	1.140
現状の値 (2025年)	7.0%	0.073	0.078
資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。 2025年の資源水準は7.0%であることから、基本規則案を適用した場合の2026年の算定漁獲量は105トンと算出される。			

# イカナゴ（瀬戸内海東部系群）④

本系群では、算定漁獲量算出年（2026年）の2年前（2024年：2年遅れ）ではなく、1年前（2025年：1年遅れ）までの資源量指標値を用いていることから、この場合に利用可能な漁獲管理規則（1年遅れ規則）を適用した場合を示す。

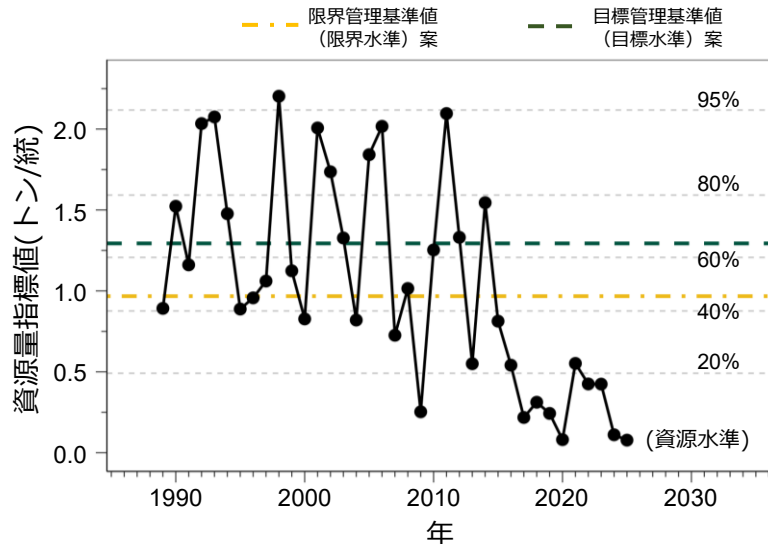


図7 資源水準および1年遅れ規則に則った管理基準値案

標準化CPUEを資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて65.0%水準を目標管理基準値（緑線）、45.5%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2025年の資源量指標値（0.078）は7.0%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

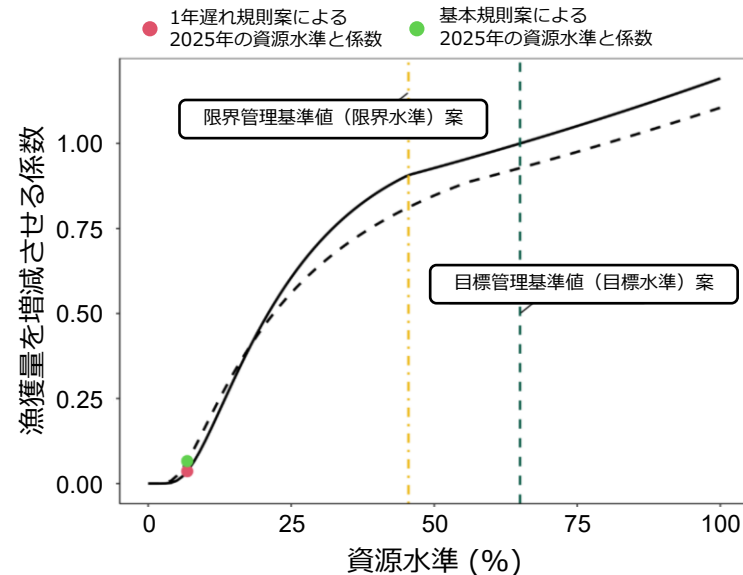


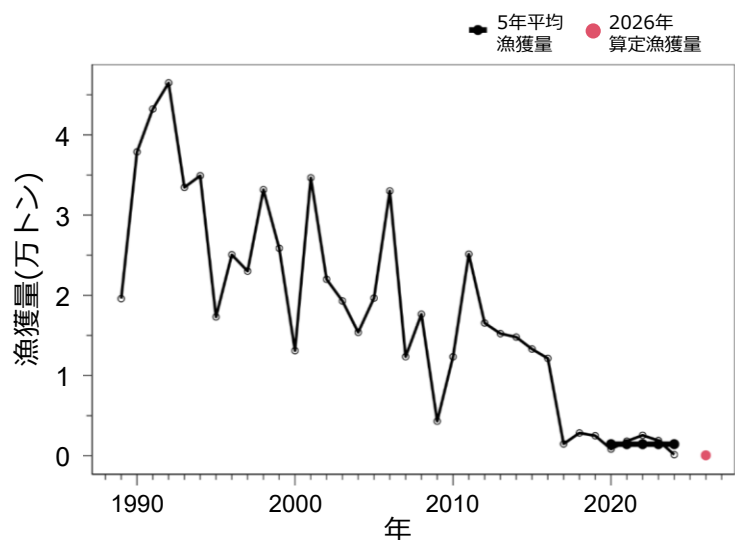
図8 漁獲管理規則（1年遅れ規則）案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数を決める漁獲管理規則（黒実線）を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2025年）の資源水準（7.0%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.041である。

資源水準が17.7%水準以上では、基本規則案（黒破線）よりも高い係数となっている。

# イカナゴ（瀬戸内海東部系群）⑤



**図9 漁獲量の推移と1年遅れ規則案に則った2026年の算定漁獲量**

直近5年間（2020～2024年）の平均漁獲量（黒丸、1,448トン）に、2025年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.041）を乗じて算出される2026年の算定漁獲量は60トン（赤丸）となり、過去に提示した1年遅れ規則案の中では最も低い値となる。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値 (トン/統)
目標管理基準値 (目標水準) 案	65.0%	1.000	1.294
限界管理基準値 (限界水準) 案	45.5%	0.907	0.968
現状の値 (2025年)	7.0%	0.041	0.078

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。  
2025年の資源水準は7.0%であることから、1年遅れ規則案を適用した場合の2026年の算定漁獲量は60トンと算出される。

# イカナゴ（瀬戸内海東部系群）⑥

2000～2025年の各年において、基本規則案と1年遅れ規則案を初めて適用した場合の漁獲量を増減させる係数と、翌年の算定漁獲量を示す（資源量指標値については各年まで、漁獲量については各年の前年までのデータを使用）。1年遅れ規則案を適用した場合、資源水準が限界管理基準値案より大幅に低い場合には基本規則案を適用した場合よりも漁獲量を増減させる係数が低くなる。

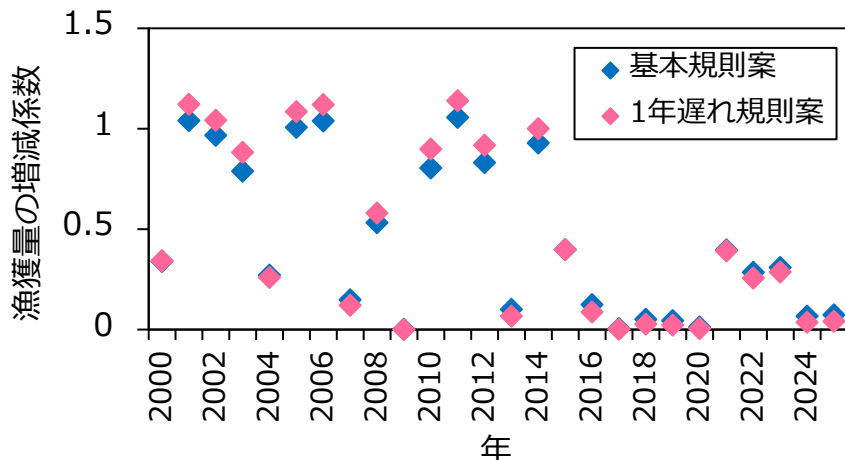


図10 漁獲量を増減させる係数の比較

漁獲量を増減させる係数は、2001～2014年においては概ね1年遅れ規則案を適用した方が基本規則案を適用した場合よりも高くなったが、2016年以降においては1年遅れ規則案を適用した方が低くなった。

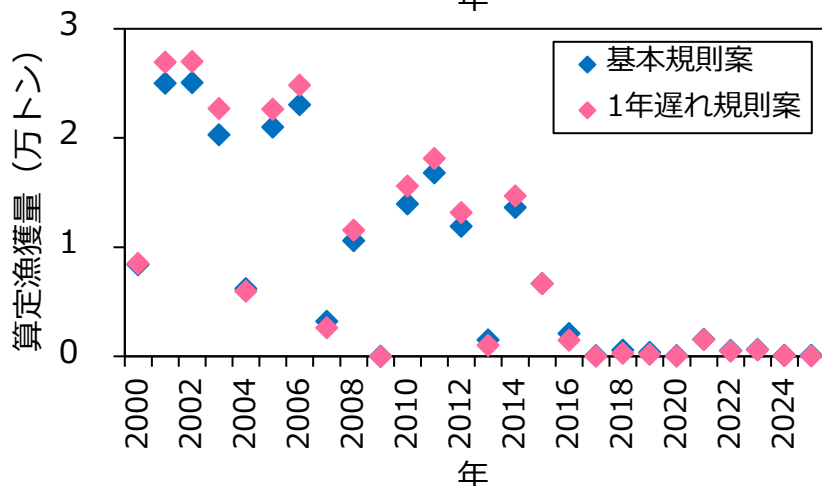


図11 算定漁獲量の比較

漁獲量を増減させる係数と同様、算定漁獲量についても、2001～2014年においては概ね1年遅れ規則案を適用した方が基本規則案を適用した場合よりも高くなったが、2016年以降においては1年遅れ規則案を適用した方が低くなった。